

〒

項番 〇-〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

●●●● 様

水戸地方法務局

首席登記官（不動産登記担当） 矢部 博志

長期間相続登記等がされていないことの通知及び 相続登記相談窓口の御案内について（お知らせ）

「所有者不明土地」の解消を図るため、平成30年11月15日から「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の一部が施行され、同法律に基づき当局において調査した結果、下記の土地について、長期間にわたり相続登記等がされていないことが判明いたしました。

つきましては、当該土地の登記情報上の所有者の法定相続人（戸籍等において確認することができた方）のうち一人である貴殿に対し、他の法定相続人の方々と協力して相続登記をしていただきたく通知いたします。

この作業の概要及び今後の手続等につきましては、同封しましたFAQを御確認ください。

なお、今後も相続登記がされない状態が続きますと、更なる相続が発生するなどして権利関係が複雑となり、登記申請が困難になるおそれがあります。この機会に、必要な登記申請を行っていただきますよう御理解と御協力をお願いします。

また、相続人が多く複雑なものが多いため、司法書士（登記申請を専門に行う国家資格者）に手続を依頼することをお勧めしていますので、茨城県司法書士会の相続登記相談窓口を併せて御案内します。

記

1 不動産番号及び不動産所在事項

0000000000000 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 現在の所有権の登記名義人

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ●●●●

3 法定相続人情報の作成番号

0000-0000-0000

※ 本通知は、法定相続人が複数いる場合には、任意の1名の方に送付しています。

水戸市北見町1番1号
水戸地方法務局 不動産登記部門
長期相続登記等未了土地解消作業
担当 仲島（ナカジマ）、園部（ソノベ）
電話：029-227-9927



※制度の概要について法務省YouTubeサイトで確認することができます。↑